

保護者 様

児童生徒支援課長

インフルエンザによる出席停止の様式改訂について（依頼）

すでに御承知の通り、9月1日から県立の高等学校、特別支援学校等においてはインフルエンザに関する治癒証明書は不要となっております。

治癒証明書を受け取るために受診することは別型のインフルエンザや他の病気に感染したりする恐れがあること等を考え、11月1日より、治癒証明書の提出を不要とすることとしました。

つきましては、様式の変更について御確認の上、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。インフルエンザに罹患した際の対応につきましては下記のとおりです。

記

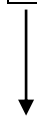
1 施行日

令和元年11月1日（金）

※ただし、10月末からインフルエンザに罹患した場合はこの限りではありません。

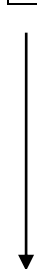
2 インフルエンザ発症後の対応の流れ

インフルエンザ様症状がみられたら・・・



- ・「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」を持って医療機関を受診してください。

医療機関受診



- ・インフルエンザと診断されたら「罹患証明書」を医療機関で記入してもらいます。
- ・医師に発症日を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついた時等は医師に発症日を判断していただきます。
- ・インフルエンザと診断されたことを学校に連絡してください。

自宅安静

- ・発症後 5 日、かつ解熱後 2 日を経過するまで自宅で安静に過ごしてください
- ・「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」には、発症日からの熱の経過を記録する表が掲載されています。毎日検温した結果を記録してください。

必要期間自宅で休んだ後「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」をもって登校

- ・医師の登校許可のための診察がなくなるかわりに、御家庭で熱の経過を記録した結果を基に登校可能かどうかの確認をします。
- ・インフルエンザの自宅安静期間は、「発症後 5 日、かつ解熱後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで」です。

※発症後 5 日とは・・・発症した日を 0 日とし、そこから 5 日間（計 6 日間）

※解熱後 2 日とは・・・1 日中平熱で過ごせた日を解熱 0 日とし、そこから 2 日間（計 3 日間）

- ・発症後 5 日、かつ解熱後 2 日を経過した後、医療機関を再受診する必要はありません。

3 その他

- ・インフルエンザ発症時、総合病院等の救急外来を受診し、罹患証明書を記載してもらえなかった場合に限り、「処方箋」の写しを「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」に添付することで、罹患証明とすることが可能です。
- ・インフルエンザ以外の感染症の出席停止は従来通りの対応となります。

児童生徒支援課 健康安全係

電話番号 354-2518

FAX 353-7521